

仙台市環境行動計画の一部
改定に向けた基礎調査等業務

受託者募集要項

令和5年5月

仙 台 市

1 業務名称

仙台市環境行動計画の一部改定に向けた基礎調査等業務

2 業務の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき地方公共団体実行計画(事務事業編)で定める事項に関する調査業務。

詳細は委託仕様書を参照。

3 契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

4 契約期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

5 事業費の上限額

2,447,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) これまでに都道府県、政令指定都市又は中核市における地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定（改定）業務の業務実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）」第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）」別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 市税その他の租税を滞納していないこと。
※市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の地方税に読み替える。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募開始から令和 5 年 5 月 22 日（月）17 時まで

(2) 質問方法

質問書(様式第 1 号)に質問事項を記入のうえ、電子メール又はファクシミリにて、担当課宛てに提出すること。なお、電子メールの場合は開封確認、ファクシミリの場合は電話等、質問

書の到着を確認すること。

(3) 回答方法

令和5年5月29日（月）までに質問者へ回答するとともに、市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年6月5日（月）12時必着

(2) 提出書類

プロポーザル企画提案書（様式第2号）1部に必要書類を添えて以下のとおり提出すること。

ア 会社概要（様式第3号）

イ 企画提案総括表（様式第4号）

ウ 企画提案書項目（様式第4号）

エ 事業費の見積書（任意様式とするが、内訳が分かるものとする）

オ 誓約書（様式第5号）

(3) 提出部数

各正本1部、副本9部（副本は社名・社判無し）

(4) 提出方法

持参又は郵送により担当課宛てに提出すること。持参の場合は、土日を除く9時から17時までに提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が分かる方法により提出すること。

(5) 企画提案書記載項目及び評価の観点等

企画提案書は、表1の1～5について指定様式（様式第4号）、6について任意様式で作成すること（A4版縦サイズ。（A3折りたたみ可））。

表1 企画提案書記載項目及び評価の観点

	項目	評価の観点	配点
1	業務の実施方針・進め方	・業務の実施方針や進め方（スケジュール）は妥当か。	10
2	業務の執行体制	・業務を実施するための人員配置や体制は適切か。	20
3	類似業務実績	・業務を確実に履行するのに必要な実績を有するか。	10

4	温室効果ガス削減に向けた新規・拡充施策等の提案に関する業務の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の検討手法は具体的に示されているか。 ・検討手法は本市の特性や先進事例等を踏まえたものとなっており、「政府実行計画」や、「仙台市地球温暖化対策推進計画」（改定検討中の次期計画案）に定める施策等との整合性や、創意工夫が図られているか。 ・新規・拡充施策の優先順位について言及されているか。 	25
5	温室効果ガス削減目標の提案に関する業務の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減目標の検討手法は具体的に示されているか。 ・検討手法は、本市の特性や他自治体の事例を踏まえたものとなっており、「政府実行計画」や「仙台市地球温暖化対策推進計画」（改定検討中の次期計画案）に定める目標と整合が図られているか。 	25
6	事業費の見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の見積りは妥当かつ経済性に優れているか。 	10
合計			100

(6) 留意事項

ア 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

(ア) 上記6の参加資格を満たさないこととなった場合。

(イ) 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

(ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）

(エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。

(オ) 事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上記5に記載する上限額を上回る場合。

イ その他

(ア) 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(ウ) 提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。

(エ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。

(オ) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。

(カ) 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

9 受託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

受託候補者を選定する審査委員会を開催し、上記8(5)に定める評価の観点及び配点に従い、企画提案書の書類審査及びヒアリング審査を行い、審査委員会の各委員の採点結果の合計が、最も高い評価点（60点以上）となる提案をした1者を受託候補者とする。

(2) ヒアリング審査の実施

ア 日時

令和5年6月14日（水）（予定）

イ 場所

下記12に記載の担当課にて開催する。

ウ 内容

上記8で提出した企画提案書をもとに、評価の観点に記載する事項に則して口頭にて説明を行うこと。

エ 時間

提案者による説明（15分）、質疑応答（10分）

オ 留意事項

(ア) 出席者は1者あたり3名以内とし、本調査業務に係る主担当者が説明を行うこと。

(イ) 説明は企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

(ウ) 各提案者のヒアリング審査の実施時間等の詳細については、令和5年6月8日（木）ごろに各提案者に連絡する。

(3) 結果の通知

受託候補者の選定後、令和5年6月16日（金）（予定）に、企画提案書を提出した全事業者あてに審査結果を通知する。

10 委託契約の締結

委託契約は、仕様書及び企画提案書に基づき、受託候補者と業務内容及び委託費を協議・決定のうえ締結する。なお、協議が整わない場合、候補者決定から契約締結までの手続期間中に辞退の意思又はプロポーザル参加資格の喪失が明らかとなった場合は、順次、審査結果の次点者を繰り上げ、協議のうえ委託契約を締結する。

11 スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおりとする。

内容	日程・期限等
公募開始	令和5年5月15日（月）
質問の受付締切	令和5年5月22日（月）17時
質問への回答	令和5年5月29日（月）
企画提案書の提出期限	令和5年6月5日（月）12時
ヒアリング審査	令和5年6月14日（水）
審査結果の通知	令和5年6月16日（金）

1 2 問い合わせ及び提出先

担当課：仙台市環境局環境部環境企画課（担当：齋藤・早坂）

住 所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町 5 階

電 話：022-214-8218

F A X：022-214-0580

電子メール：kan007110@city.sendai.jp